

ねくさす地域生活支援室 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人横浜共生会が横浜市西区に開設する ねくさす地域生活支援室（以下「支援室」という。）は宿泊体験等を通して「障がい」ある方々が当たり前からこの地域生活を出来るように支援する。

②西区内において災害等の理由で緊急に避難するひとを必要な時に受け入れる。（災害発生後等における施設等の提供協力に関する協定書）。

③西区内において緊急宿泊が要請された時、受入の場として検討する。

④また宿泊者が不在の時は相談・会議の場とする。（9：00～17：00）

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、関係機関とていねいに協議し実施していくこととする。また体験後、次のステップを常に考えていく。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う支援室の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 ねくさす地域生活支援室

②所在地 横浜市西区中央1-18-22-209

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 支援室の把握・管理及び職務内容は、次のとおりとする。

①管理者 1名（ねくさす所長が兼務する）

②現場責任者 1名（地域生活拠点事業担当が兼務する）

横浜障がいシステム ねくさすにおいて、この体験事業については常に共有しあうとともに西区役所また生活支援センター西と協働しながら進める。

(開業日及び開室時間等)

第5条 支援室の開業日及び時間は、次のとおりとする。

① 開業日 原則、月曜から金曜とする。ただし土日についても相談に応じる。

② 開室時間 午前8時30分から午後5時までとする。

③ 宿泊について原則チェックイン15：00 チェックアウト10：00（相談可）

(支援室の提供、内容及び利用料等)

第6条 支援室の提供方法及び内容は次のとおりとし、利用料の額は下記金額とする。

① 提供・内容について 3機関会議及びプロジェクト会議において決定。またはねくさす

支援室会議において決定する。時間・内容等について適宜協議しながら進めていく。

- ② 宿泊利用料金について 1泊 1,000円とする。
- ③ 宿泊者が不在の時は相談・会議の場所として使用する。

(利用料の支払いについて)

第7条 宿泊明けの時に宿泊者等がガッツ・ビーと西事務所に支払いに行くものとする。またその際、請求・領収書を発行する。

(緊急時等の連絡について)

第8条 8:30から17:00までについては横浜障がい相談システムねくさす(045-594-7681)及びガッツ・ビーと西(045-250-6506)に連絡。またそれ以外の時間についてはガッツ・ビーと西に連絡する。

(事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は西区を重点区としつつ周辺区とする。他の場合は協議し決定することとする。

(事故発生時の対応)

第10条 支援室において事故が発生した場合には、速やかにガッツ・ビーと西及び法人本部と連携しあい、横浜市及び関係機関等に連絡報告するとともに必要な場合、利用者ご家族にも連絡を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 支援室利用について利用状況がわかるものを用意しておく。

- ①利用者ノート(アセスメント資料含め利用日及び体験記録等を記載)
- ②支援室の当日等利用表の設置(ホワイトボード)。

附則

この規定は、令和2年5月1日から施行する。